別紙第７－１号様式（第５条第８項関係）　　　　　　　　　　　　　三大総第 　　　　号

令和　　年　　月　　日

法人文書開示決定通知書

様

国立大学法人　三重大学　長

令和　　年　　月　　日付けで請求のありました法人文書の開示について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第１項の規定に基づき，下記のとおり開示することとしましたので，通知します。

記

１　開示する法人文書の名称

２　不開示とした部分とその理由

※　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，国立大学法人三重大学長に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，国立大学法人三重大学長を被告として，処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

３　開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から，希望する方法を選択してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額（算定基準） | 法人文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額 |
| 版文書枚 | ①閲覧 | 100枚までにつき100円 | 円 |
| ②複写機により複写したものの交付 | 用紙１枚につき10円（カラーコピーは20円） | 円 |

＊　なお，手数料額の計算方法については，裏面の〔説明事項〕をご覧ください。

（2）事務所における開示を実施することができる日時，場所

日：この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内の日（土・日・祝日を除く。）

時：10:00から17:00まで（12:00から13:00を除く）。

場所：国立大学法人　三重大学企画総務部総務チーム

三重県津市栗真町屋町１５７７　事務局管理棟１階（情報公開室）

＊　開示を受ける日時については，準備の都合上２,３日前に予めご一報願います。(TEL:059­231­9008)

（3）写しの送付を希望する場合の準備日数，郵送料（見込み額）

開示の実施の方法等に係る申出書の提出があった日から７日後までに発送

郵送料（見込み額）：　　　円

〔説明事項〕

１　「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については，この通知書を受け取った日から３０日以内に，同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して，申し出を行ってください。

開示の実施の方法は，３(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみ開示を受けること（例えば，100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け，残りは閲覧する等）もできます。なお，一旦，全部閲覧をした上で，後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし，その場合は，別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は，３(2)「事務所における開示を実施することができる日時，場所」に記載されている日時から，ご希望の日時を選択してください（なお，記載された日時に都合がよいものがない場合は，お手数ですが，下に記載した「４担当窓口，連絡先」にご連絡ください。）。

また，写しの送付を希望される場合は，上記申出書にその旨を記載してください。なお，この場合は，開示実施手数料のほかに，郵送料（郵便切手）が必要になります。

２　開示実施手数料の算定について

（1） 手数料額の計算方法

開示実施手数料は，選択された開示の実施の方法に応じて，定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合は，それぞれの合算額）を計算し，その額が300円までは無料，300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円　→　基本額200円　→　手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙１枚につき10円　→　基本額1,500円　→　手数料は1,200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し，20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円　＋　写しの交付に係る基本額200円　＝　計300円　→　手数料は無料

（2） 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については，開示請求１件につき2,000円を限度として，手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は，「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

（3） 手数料の納付

開示実施手数料は，現金又は銀行振込により国立大学法人三重大学に納付してください。

３　開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され，その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は，開示を受ける当日，事務所に来られる際に，本通知書をご持参ください。

４　担当窓口，連絡先

開示の実施の方法等，開示実施手数料の算定・納付方法，審査請求の方法等について，その詳細又はご不明な点等がございましたら，下記の担当チームまでお問い合わせください。

・担当チーム名：国立大学法人三重大学　企画総務部総務チーム

・電　話：０５９－２３１－９００８

・ＦＡＸ:059-231-9000

・e-mail:kokaisen@ab.mie-u.ac.jp